

第48号議案

加東アート館条例制定の件

加東アート館条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東アート館条例

(設置)

第1条 アートで賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的とし、芸術に触れ合う機会を増やし、及び情報発信の拠点とするため加東アート館（以下「アート館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 アート館の位置は、加東市下滝野1269番地2とする。

(業務)

第3条 アート館は、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) トリックアートを主とした企画及び展示に関すること。
- (2) 加東市を含む近隣周辺の観光及び情報発信に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、アート館の目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第4条 アート館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 アート館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

2 市長が特に必要と認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に開館並び

に休館することができる。

(観覧料)

第6条 アート館を利用しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 既に納めた観覧料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第7条 市長は、入館者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) アート館の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、アート館の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第8条 入館者は、その責めに帰すべき理由により施設又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 市長の承認を得てアート館の開館時間及び休館日の変更を行うこと。
- (3) アート館の観覧料の徴収に関すること。
- (4) 市長の承認を得てアート館の観覧料の減免及び返還を行うこと。
- (5) アート館の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第4条から第7条までの規定及び別表の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第10条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、アート館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の利用料金の額は、別表に定める観覧料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、入館者は、観覧料に代えて利用料金を納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第6条（見出しを含む。）、前条第1項第3号及び第4号並びに別表の規定中「観覧料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、アート館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

利用者区分	大人（中学生以上の者）	小人（小学生）
観覧料 1回	1,000円	500円

備考

- 1 その他市長が必要と認める場合に優待券を発行する。
- 2 「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童を、「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学している生徒をいう。

第48号議案 要旨

加東アート館条例の制定（要旨）

1 制定理由

アートで賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的とし、芸術に触れ合う機会を増やし、及び情報発信の拠点とするため、令和3年3月に供用を開始する加東アート館（以下「アート館」という。）について、その設置及び運営に関し必要な事項を定める条例を制定するものである。

2 制定内容

- (1) アート館の位置に関する事。 (第2条関係)
- (2) アート館の業務に関する事。 (第3条関係)
- (3) アート館の開館時間及び休館日に関する事。 (第4条及び第5条関係)
- (4) アート館の観覧料に関する事。 (第6条及び別表関係)
- (5) アート館の入館の制限等及び現状回復の義務等に関する事。 (第7条及び第8条関係)
- (6) アート館の指定管理者による管理及び利用料金に関する事。 (第9条及び第10条関係)

3 施行期日 令和3年3月1日

加東アート館規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、加東アート館条例（令和2年加東市条例第〇〇号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、加東アート館（以下「アート館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（観覧料の還付）

第2条 条例第6条第2項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、観覧料を納めた者の責めに帰すことができない理由によりアート館の施設の利用ができなくなったときとする。

（入館者の遵守事項）

第3条 アート館に入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可なしに物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 6歳未満の者が利用する場合は、引率者が同行すること。
- (6) 展示作品、施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、アート館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。